

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	--------	-----	-----

平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

発行済株式又は出資の総数又は総額		17	大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		18		1		23	
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (23)	19				24	
	保有割合 $\frac{(19)}{(17)}$	20				25	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (27)	21				26	
	保有割合 $\frac{(21)}{(17)}$	22			計 (23) + (24) + (25) + (26)	27	

特別償却の付表（五）の記載の仕方

1 この付表（五）は、青色申告法人で地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同条第3項の認定を受けたものが、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の11の2第1項《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人で地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同条第3項の認定を受けたものが、措置法第68条の15第1項《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定建物等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 この付表（五）は、まず、(17)欄から(27)欄までの各欄を記載し、次いで、(1)欄から(16)欄までの各欄を記載します。

3 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の11の2第1項又は第68条の15第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

4 「特定建物等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、特定建物等の種類、構造、細目等を記載します。

5 「特定建物等の名称3」には、特定建物等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額8」には、特定建物等の取得価額を記載します。

ただし、その特定建物等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「特別償却率9」の分子は、措置法第42条の11の2第1項（又は第68条の15第1項）に掲げる認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が次のいずれの計画に該当するかに応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「移転型計画」といいます。）である場合…「25」

(2) 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「拡充型計画」といいます。）である場合…「15」

8 「償却・準備金方式の区分11」は、その特定建物等に

つき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定（取消し）年月日12」には、地域再生法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の同項に規定する認定都道府県知事による認定年月日を記載します。

上記の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までに地域再生法第17条の2第6項の規定により認定を取り消されたときは、認定を取り消された年月日を（平・・・）に記載します。

(2) 「計画の区分13」は、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が移転型計画である場合には「移転型」を、拡充型計画である場合には「拡充型」を○で囲みます。

(3) 「地方活力向上地域の名称14」には、例えば「○○地域」のように地方活力向上地域の名称を記載します。

(4) 「一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額15」は、特定建物等である一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額を記載します。

なお、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円未満（中小企業者又は中小連結法人である場合には、1,000万円未満）のものは、この制度の適用はありませんので、注意してください。

(5) 「その他参考となる事項16」には、その資産が特定建物等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

10 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定建物等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合20」が50%以上となる場合又は「保有割合22」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人（又は中小連結法人以外の連結法人）として取り扱われますから、注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細23～26」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。